

HACCPの取組を アピールしませんか？

～HACCPステッカーの交付を始めました～

ステッカー（屋内・屋外貼付用）



ステッカー（窓ガラス等内貼用）
うちばりよう



八尾市では、市内飲食店等の皆さまが、安全・安心な食品の提供のために、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」に積極的に取り組んでいることをお店に掲示し、お客様に明示できるステッカーを作成しました。

ステッカーを掲示するには？

① HACCPに取り組む



② 自己チェック



③ 掲示



裏面に記載しているステッカーの使用条件・遵守事項をよく確認してください。

問合せ先 八尾市保健所保健衛生課 TEL: 072-994-6643

HACCP取組 宣言書

年 月 日	令和 年 月 日
営 業 者 氏 名	
担当者名・連絡先	

下記の施設において、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を実施します。
また、ステッカーは、使用条件・遵守事項に従い適切に使用することを誓います。

記

1. 取組施設

(1) 施設名称	
(2) 施設所在地	
(3) 業 種	

2. 使用条件・遵守事項（自己チェック）

項 目		確認
(1)	衛生管理計画を作成している。	<input type="checkbox"/>
(2)	衛生管理計画に基づき、一般衛生管理及び重要管理の取組を継続的に実施している。	<input type="checkbox"/>
(3)	実施結果を記録し、保存している。	<input type="checkbox"/>
(4)	(飲食店の場合) 鶏肉、牛内臓肉及び野生鳥獣肉（ジビエ）を、生又は加熱不十分な状態で提供していない。	<input type="checkbox"/>
(5)	次のステッカーの使用上の遵守事項をよく読み理解している。 ① 上記(1)～(4)の使用条件を満たしている施設で使用すること。 ② 消費者に誤認を与えるような方法でステッカーを使用しないこと。 ③ 施設に貼る以外の方法（商品に貼るなど）でステッカーを使用しないこと。	<input type="checkbox"/>

※当該施設が使用条件を満たすこと、遵守事項をそれぞれ確認し、確認欄に☑をいれてください。